



福岡医発第 371 号（地）
平成 28 年 4 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成28年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う
自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いについて

健康保険診療報酬点数表等の改定（平成28年4月1日実施）に伴い、本年4月1日より労災診療費算定基準の一部が改定されたことにつきましては、平成28年4月9日付け福岡医発第87号（地）によりご連絡しておりますが、これに伴い、自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いにつきましても、本年4月1日の診療より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求することとなりますので、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成28年4月1日以降の診療におきまして、算定方法等の取扱いが改定され主な項目は以下のとおりでありますので、ご留意いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

【平成28年4月1日以降の主な改定項目】

1. 救急医療管理加算について

入院外の評価が引き上げられました。

- ・入院外 1,200 円 → 1,250 円

2. 疾患別リハビリテーション料について

疾患別リハビリテーションは、下記のとおり評価が引き上げられております。

- ・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ） 105 点 → 125 点
- ・廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ） 新設 → 250 点
- ・廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ） 新設 → 200 点
- ・廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ） 新設 → 100 点
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 185 点 → 190 点

小郡三井医師会より

自賠医療担当理事 吉武靖博
会長 廣瀬真恵

3. 職場復帰訪問指導料について

下記の通り、評価の引き上げ、傷病労働者の対象拡大及び加算の新設が行われております。

- ・精神疾患を主たる傷病とする場合 （1日につき760 円 → **770 円**）
- ・その他の疾患の場合 （1日につき570 円 → **580 円**）

対象となる傷病労働者に「入院治療を伴わず通院療養を3か月以上継続しているものであって、就労が可能と医師が認める者。」が追加されました。

また、訪問指導を実施した日と同一日又は訪問指導を行った後1か月以内に医師等が傷病労働者のうち入院患者に対し、本人の同意を得て、復職のための作業訓練又は事業場を目的地とする通勤のための移動手段の獲得訓練を行った場合は、訪問指導1回につき2回を限度に職業復帰訪問訓練加算として1日につき400点を所定点数に加算できるようになりました。

詳細な算定要件につきましては、「平成28年度労災診療費算定基準の一部改定について（平成28年4月9日付け福島医発第87号（地））」をご参照いただきますようお願いいたします。

4. 術中透視装置使用加算について

術中透視装置使用加算は、対象部位に「手根骨」及び「足の舟状骨」が追加されております。

詳細な算定要件につきましては、「平成28年度労災診療費算定基準の一部改定について（平成28年4月9日付け福島医発第87号（地））」をご参照いただきますようお願いいたします。

5. 病衣貸与料について

評価が引き上げられました。

1日につき7点 → **9点**

平成 2 8 年 4 月 2 0 日

都道府県医師会
自賠責保険担当理事 殿

日本医師会担当理事
石 井 正 三

平成 2 8 年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う
自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いについて

健康保険診療報酬点数表等の改定（平成 2 8 年 4 月 1 日実施）に伴い、本年 4 月 1 日より労災診療費算定基準の一部が改定されたことにつきましては、平成 2 8 年 4 月 1 日付日医発第 1 0 号（保 1）によりご連絡申し上げたところであります。

これに伴い、自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いにつきましても、本年 4 月 1 日の診療より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求することとなりますのでご連絡申し上げますとともに、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成 2 8 年 4 月 1 日以降の診療におきまして、算定方法等の取扱いが改定され主な項目は以下のとおりでありますので、ご留意いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

【平成 2 8 年 4 月 1 日以降の主な改定項目】

1. 救急医療管理加算について

入院外の評価が引き上げられました。

・入院外 1,200 円 → 1,250 円

2. 疾患別リハビリテーション料について

疾患別リハビリテーションは、下記のとおり評価が引き上げられております。

・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）	105 点	→	<u>125 点</u>
・廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）	新設	→	<u>250 点</u>
・廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）	新設	→	<u>200 点</u>
・廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ）	新設	→	<u>100 点</u>
・運 動 器リハビリテーション料（Ⅰ）	185 点	→	<u>190 点</u>

3. 職場復帰訪問指導料について

下記の通り、評価の引き上げ、傷病労働者の対象拡大及び加算の新設が行われております。

- ・精神疾患を主たる傷病とする場合 (1日につき 760 円 → 770 円)
- ・その他の疾患の場合 (1日につき 570 円 → 580 円)

対象となる傷病労働者に「入院治療を伴わず通院療養を3か月以上継続しているものであって、就労が可能と医師が認める者。」が追加されました。

また、訪問指導を実施した日と同一日又は訪問指導を行った後1か月以内に医師等が傷病労働者のうち入院患者に対し、本人の同意を得て、復職のための作業訓練又は事業場を目的地とする通勤のための移動手段の獲得訓練を行った場合は、訪問指導1回につき2回を限度に職業復帰訪問訓練加算として1日につき400点を所定点数に加算できるようになりました。

詳細な算定要件につきましては、「平成28年度労災診療費算定基準の一部改定について（平成28年4月1日付日医発第10号（保1）」）をご参照いただきますようお願いいたします。

4. 術中透視装置使用加算について

術中透視装置使用加算は、対象部位に「手根骨」及び「足の舟状骨」が追加されております。

詳細な算定要件につきましては、「平成28年度労災診療費算定基準の一部改定について（平成28年4月1日付日医発第10号（保1）」）をご参照いただきますようお願いいたします。

5. 病衣貸与料について

評価が引き上げられました。

1日につき 7 点 → 9 点

以上